

# 反映状況票

(単位:百万円)

省庁名	調査事業名	調査主体	取りまとめ財務局	元年度予算額	2年度予算案	増▲減額	反映額
内閣府	(5) 地方消費者行政強化交付金 (地方消費者行政推進事業)	共同	(関東財務局)	2,200の内数	2,000の内数	▲200の内数	—
事案の概要	地方公共団体における地方消費者行政の強化及び推進のために必要な経費を交付し、地域の消費者の安全で安心な消費生活の実現及び地域の活性化に資することを目的とする。						

## 調査結果の概要及び今後の改善点・検討の方向性

1. 実施する地方公共団体数が極端に少ない事業については、メニューの廃止等について検討すべきである。
2. 地方消費者行政強化交付金 (以下「消費者交付金」という。) 以外の財源確保のため、交付金額の算定方法等の見直しについても検討すべきである。
3. 消費生活相談体制整備事業については、広域連携の積極的活用を含め、効率的な相談員の配置等を検討しつつ、消費者交付金以外の財源により取り組むべきである。
4. 消費者交付金はスタートアップ支援であり、活用期限到来前に当初の目的を達成した事業、地域ニーズが低い事業等については、速やかに終了すべきである。  
なお、交付金への依存度が高い事業については消費者交付金以外の財源を確保する方策を検討すべきである。
5. 交付金事業が効果的・効率的に執行されているかどうかについて、事業ごとの目的の達成度等について検証を行い、その検証結果を踏まえ、事業実施のための計画を策定し、事業の見直しなどを行っていく必要がある。

## 反映の内容等

1. 活用の少ない事業メニューの廃止について、地方公共団体の意見等も踏まえつつ、令和3年度の概算要求に向けて計画的に検討を進めていく。
2. 令和元年度から自主財源化の取組が不十分な一部の地方公共団体に対し補助率の引下げ (1/2⇒1/3)を行い、更なる取組の促進方策について検討を行う。
3. 消費生活相談体制整備事業については、広域連携による消費生活センターの設置を積極的に支援することを前提に、消費生活センター設置の目標については人口カバー率で設定することとしており、地方公共団体の限られた財政的・人的資源の中で効率的な地方消費者行政の体制整備に向けた取組を促進する。
4. 活用期限到来前の事業であっても地方公共団体に、真に必要な事業を精査させるなど、事業の速やかな終了に向けた取組を促進する。  
また、消費者交付金以外の財源の確保については、引き続き、地方公共団体の首長等に対して自主財源化に向けた働きかけを行う。
5. 令和3年度概算要求に向けて、交付金事業の効果検証を行うこととし、効果的・効率的な執行となるよう事業の見直しなどを行う。